

人権、社会事業および社会政策

(フランス)



本稿は、1968年8月、「人権と社会政策」をテーマとしてフィンランドのオタメミで開かれた国際社会事業会議においてピ埃尔・ラロック氏が行なった講演の要約である。ラロック氏はフランス社会保障省次官、全国社会保障金庫総裁を歴任し、現在参事院審議官である。

I. 市民権と参政権および社会権

近年の権利宣言のなかで、とくに世界人権宣言には、18世紀末以来表明されている市民権と、19世紀末になって認められ、現在でも不完全な形でしか認められていない社会権という2つのカテゴリーに属する権利が含まれている。今日、これらの2種類の権利はきわ

めて基本的に非常に緊密に結びついているので、その差異にはほとんど気づかないけれど、本質的には別のものである。どちらもその起源が全く同じ経済的思想的進歩にもとづいているが、それらの権利宣言を決定した要因は全く異なる性格をもっていた。

市民権も参政権も18世紀において、その時代の旧態依然たる社会的経済的生活構造に対する反対意見を反映して生まれたものである。旧式な生活構造はしだいに個人の人格の肯定だけでなく、経済の進歩をも阻害する、人工的な枷であると考えられた。それは、個人の活動の可能性を制約し、とくにその存在理由が失なわれてしまった不平等にくみし、人間だけでなく財産に対しても、専横な

侵害を許すものと批判された。1789年の人権および市民権に関する宣言はこうした罪悪を非難し、自由・平等・財産に対する権利という観念によって貫ぬかれている。

これらの市民権や参政権は、具体的な現実に対応するかどうかにかかわりなく、法規定として表明されるものである。もっと正確に言えば、これらの権利を主張する人々は、その原理に強い確信を抱く結果、権利宣言を行なうという事実だけで現実の領域にそれらの権利を置き換えるに十分であると考えた。ともあれ、これらの権利は政治がつくりだした人工的な仕組みによって掩蔽されていたが、本来は生得の権利であり、人間に固有のものと見なされたから、これらの権利を回復するために、人工的な社会体制を廃止すればよかった。18世紀末の人々にとっては、自然のままの現実、つまり個人だけしか存在しなかった。結社の自由は、今日では基本的なものであると考えられているが、1789年の人権宣言には欠けていた。人間は自由であるためには独りでなくてはならないのである。

そういうわけで、市民権も公的自由も国家

に相対立するものとして表明された。国家の属性とは、他人の自由を各人が尊重することを保障するために絶対欠くべからざるものにだけ制限されなくてはならない。その介入が許され法規定が正当な理由を持ちうるのは、自由の侵害と個人の権利の侵害を阻止する場合だけである。

この論理を厳密におしすゝめてゆけば、社会政策の考え方そのものを非とする結果になる。何となれば、外部からの介入は人間の生得の権利と責任を奪い、人間のつくった制約で苦しめるおそれがあるからである。社会的な失敗や過失の責任はすべて個人が負うべきもので、「貧困の罪」という考え方は19世紀を通じて資本家や指導者層を支配していた。

だが、権利と事実の乖離、理論上の自由と労働者の隸属との対照、法的な平等と経済的・社会的不平等との対照は、法的政治的秩序に対して大衆の側からきわめて激しい反作用をひき起した。19世紀末の経済的变化、自由なイデオロギーの衰退、社会主義思想の出現などによって、人権問題は新しい概念をもつに至った。すなわち社会的権利の出現である。

これは、品位ある物質的生活水準を確保する権利である。個人または家族が、失業、疾病、災害、老齢などによって、正常な生活手段を奪われる場合に、必要な期間にわたって所得を保証することが重要になる。この意味で、社会保障の権利は近代社会における国民の基本的権利要求の一つになった。しかし、所得の問題はすべての個人または集団に等しく扱われるものではなく、個々の特別な事情（たとえば子ども、母親、老人など）に応じて特別の権利が認められる。生存権の一つである医療を受ける権利、各人の人格の全面的発揚の条件である教育を受ける権利、個人または家族の正常な生活を保障し、各人の肉体的知的能力を発展させるための労働の権利なども社会権を構成するものであるが、これらの社会権は、伝統的な市民権や参政権がまず実現されなかつたら実現不可能であり、市民権や参政権よりはるかに具体的で、法的原理というより行為規準である。

したがって、社会権は生得の権利ではなく、事物の自然の秩序が不正であるという認識から発して、自然法への人間の隸属の拒否

と関連している。社会権は本質的には個人の権利ではなく団体権であり、相対的な性格をもち、その内容は時間的空間的制約をうけている。たえざる進化をしている社会権はダイナミックなものであり、社会権そのものが社会の進歩の一要因である。

かくして、社会権は19世紀の経済と政治の哲学に対する反作用として表明され、各人の福祉、安寧、将来は、もはや本質的には個人の責任ではなく集団の責任であることを意味し、社会権の実現にはたえざる創造という積極的努力が必要であり、社会政策が必要となる。

II. 社会権と社会的努力および人間の尊嚴

では一体誰がこうした努力を払うべきなのか。それは共同体であり、その最もふつうの形態である国家である。所得の再分配、医療制度、教育制度、労働立法などは国家ぬきでは実現不可能に近い。にもかかわらず、単に國家だけでなく、事実、地方公共体、民間企業、組合、共済団体など私的組織がこの役割を果

たしうる。現に社会権の実施は、これらの組織が相互に関連共同しながら行なわれている。

しかし、これらの共同体の行なう決定は、その構成員の目標や必要を具現していくなくてはならないが、実際には、個々人の目標や必要を正しくとらえ、とりわけ、社会権の相対性、現実の諸因子の複雑さを理解し、無数に存在する欲求のうち、何を優先させなくてはならないかを決定できる、社会福祉専門家の介入がなくては不可能である。しかも、彼らは社会政策の実行において、社会権の実現を援助するだけでなく、各個人、各家族の特殊事情に一番合致した条件で、それが実現されるように努めなくてはならない。この場合、社会福祉が官僚行政機構の一側面として映るならば、元来社会福祉が内包している個人の権利に対する侵害は、特殊事情に対する合致の度合が高いほど許容し難いという一面をもっている。この権利侵害の意識を払拭できるのは、社会福祉専門家の介入によってであり、彼らはこの社会権と市民権の対立を解消するうえで、またその職業倫理によって各人の正しい努力を喚起する手引きとならなければならぬ。

近代社会において、人間は、人工的環境のなかに生きており、既製の規範によって制約され、条件付きの生活に甘んじている。しかるに、共同体の機構は、こうした人間を人間の地位に置き、その本来の实在にひき戻すことにあるのに、人間喪失に一役買う結果となっている。こうした傾向に逆らい、たえず新鮮な努力によって人間回復の機能を確保し、人間を技術の下僕たらしめることなく、人間の人格、創造性、尊厳を主張できるように、社会権が行使されているかどうかを監視し続けるのが、社会福祉に携わるものに課せられた使命である。

このようにして、市民権と社会権のあいだに絆ができるがれば、その称揚のためには人間の尊厳の権利が必要となる。各人が平等であると認め合うこと、相互の尊重ということが人間の尊厳の本質である。差別、不均衡などの不平等が人間の尊厳に対する冒瀆の一因となるから、この不平等をなくすには、あらゆる社会的レベルにおける連帯以外にはない。

しかし、人間はもともと自分の属する集団

をこえて、自分と関係のない人間に連帯意識を抱くことに困難を感じる。したがって、この連帯は国家共同体というより大きなレベルで組織されなければならないが、近代諸国の大半では、こうした連帯に到達するには程遠い現状である。

人間の尊厳に対する権利の絶対的優位は、社会政策の方向をきめる基本的要素であるが、それはあらゆる情況においても、また各人がいかなる社会集団、職業集団に属そうとも、全個人の平等な尊厳を確立するものでなくてはならない。したがって、いかなる共同体もある集団に属する人々をその能力の故に分離したりすることによって、人間の可能性を奪う権利をもたない。たとえば、老人問題について云えば、若年世代から老人を遠ざけて老人だけの住宅、センター、町などを整備することによって十分な快適感を保証しようというような先進諸国に見られる施策は、健全な社会政策とみなすことはできない。これらの方策は、老人たちを近代的生活から排除することによって、生活共同体のなかに精神的・社会的不均衡をつくりだすおそれがあ

る。若年層との接触による刺激を奪うことによって、老齢化を早めるだけでなく、人間としての尊厳を傷つけることになる。

また、近代の諸立法において、扶助よりも保険の重視という大きな進歩も注目せねばならない。というのは、保険が被保険者の努力に訴え、その尊厳意識を強めるのに反し、扶助は貧困の格付けによって富者と貧者を差別し、貧者の尊厳を傷つけるものであるからである。このような状況で、近代諸国が最も貧しい人々に集中的にとっている「選別の社会政策」といわれるものみると、われわれは、ある種の驚きと同時に不安を感じ得ない。

以上のようなわけで、社会政策の決定や実行には諸々の人権の根本的統一が必要であり、そのためには、人間の尊厳感をたえず与える努力がなされねばならないことがわかる。こうした尊厳感は、意識的な連帯組織によってのみ到達でき、しかも連帯にもとづく尊厳こそ社会政策の本質でなくてはならない。換言すれば、社会政策はあらゆる場合に、またつねに、人間愛の表現でなければならぬ。

Pierre Laroque, *droits De l'homme, travail social et politique sociale, Droit social,*

Déc. 1968.

(藤井良治 厚生省)

就業していない婦人の社会保障

(西ドイツ)



就業していない婦人の社会保障の問題については、1968年9月にキール Kiel で開かれたドイツ労働組合連合 DGB の連邦婦人会議で討議されたが、近くミュンヘンで開催される DGB 連邦会議でもこの問題がとりあげられる予定である。また、1968年9月のニュルンベルク Nürnberg の第47回ドイツ法律家会議も、社会法部会において、この問題について、「就業していない婦人の社会保障にかかる法律規定が改正されることを要望する」という態度をきめたことは、おおいに注目に値する。同社会法部会は、即時、部分改革を提唱している。さらに、この問題は、各種文

献でも取り扱われている。そして、それは諸外国でもいろいろと検討されている問題である。スエーデンではすでに、就業していない婦人の社会保障制度への組み入れは完了しており、いまや、1968年の国際自由労連 IBF G の世界婦人会議の報告が明確にしている、男子と女子の平等の取扱いの問題が前面に出できている。これに対して、ソ連邦では、人口政策的見地から、この問題が取り組まれていて、ソ連邦の経済学者 Perewedenzew は、母親に国家的給与を支給することを提案している。